入 札 説 明 書

次の契約に係る入札については、本件契約に係る入札の公告（以下「入札公告」という。）及び関係法令等に定めるもののほか、本入札説明書の定めによるものとする。

１　入札公告の日

令和８年１１月１３日（金）

２　競争入札に付する事項

（１）購入物品名称及び数量

災害備蓄用モバイルルーター　１６０台

（２）納入期限

令和９年２月２６日（金）

（３）納入場所

和歌山市八番丁１２番地

危機管理局危機管理部総合防災課

３　競争入札参加資格に関する事項

入札公告２のとおり

４　担当部局

（１）本件契約に係る入札について

和歌山市七番丁２３番地

和歌山市役所財政局財政部調達課

電話番号　　０７３－４３５－１０３３

ＦＡＸ番号　０７３－４３５－１２５９

（２）本件契約に係る購入物品の仕様等について

和歌山市八番丁１２番地

危機管理局危機管理部総合防災課

電話番号　　０７３－４３５－１１９９

ＦＡＸ番号　０７３－４３５－１２９９

メールアドレス　sogobosai@city.wakayama.lg.jp

５　競争入札参加資格確認申請等

本件契約に係る入札に参加を希望する者は、入札公告２に掲げる競争入札参加資格を有することの確認（以下「資格確認」という。）を受けるため、次のとおり競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争入札参加資格を確認する資料（以下「確認資料」という。）を提出すること。

なお、入札公告３の（３）に掲げる提出期間に申請書及び確認資料を提出しない者並びに資格確認により競争入札参加資格を有しないと認めた者は、本件契約に係る入札に参加することができない。

（１）申請書様式等の入手方法

和歌山市ホームページからのダウンロードとする。

和歌山市ホームページ

https://www.city.wakayama.wakayama.jp/

（２）申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法

入札公告３の（３）のとおり

（３）申請書及び確認資料に関する問い合わせ先

上記４の（１）に同じ。

（4）申請書の記載方法

和歌山市契約規則（平成１５年規則第８３号）及び和歌山市物品等調達業者競争入札参加資格審査基準に基づく競争入札参加有資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている主たる営業所（本社・本店）における商号又は名称等を申請書に記載すること。ただし、代表者から和歌山市との契約締結権限の委任を受けた者が在籍する営業所が資格者名簿に登録されている場合は、当該営業所における商号又は名称等を申請書に記載すること。

（5）確認資料の作成方法

確認資料は次のとおり作成し、申請書に添付すること。

法人設立・事務所等設置申告書の写し

和歌山市以外に主たる営業所（本社・本店）を有し、和歌山市内に所在する支店又は営業所等を有している者に限り、和歌山市長に対し届出を行った「法人設立・事務所等設置申告書」の写しを提出すること。ただし、和歌山市長に対し当該申告書の届出を行っているが当該申告書の届出年度が著しく過年度等であるためにこれを提出することが困難である場合は、和歌山市内の営業所等に係る法人市民税納税証明書を提出することにより、これに代えることができる。なお、当該証明書については、直近決算期かつ本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後３か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

（6）競争入札参加資格確認通知

資格確認は、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出期限の日の翌日から起算して３日（休日等（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日、日曜日及び土曜日をいう。以下同じ。）を除く。）以内に競争入札参加資格確認通知書により通知する。

（7）競争入札参加資格の喪失

資格確認により競争入札参加資格を有すると認めた者が次のいずれかに該当するときは、本件契約に係る競争入札参加資格は喪失する。

ア　入札公告２に掲げる競争入札参加資格を満たさなくなったとき。

イ　申請書又は確認資料に虚偽の記載をしたとき。

（8）その他

ア　申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ　提出された申請書及び確認資料は、競争入札参加資格の確認以外には提出者に無断で使用しない。

ウ　提出された申請書及び確認資料は、返却しない。

エ　申請書及び確認資料の提出期限以降における申請書及び確認資料の差替え及び再提出は認めない。

オ　申請書又は確認資料に虚偽の記載をしたときは、和歌山市物品等調達業者指名停止要綱に基づく指名停止を行うことがある。

6　入札に関する質問方法等

（1）質問方法　電話等により行うものとする。

（2）受付期間　本公告の日から令和８年１２月３日（木）までの午前９時から午後５時まで
ただし、休日等を除く。

（3）問合せ先　上記４の（1）に同じ。

7　仕様書に関する質問方法等

（1）質問方法　文書（メール・ＦＡＸ・持参等）により行うものとする。

（2）受付期間　本公告の日から令和８年１２月３日（木）までの午前９時から午後５時まで
ただし、休日等を除く。

（3）問合せ先　上記４の（2）に同じ。

8　入札（現場）説明会

入札公告３の（5）のとおり

９　入札（開札）等

（１）担当部局

上記４の（１）に同じ。

（２）入札（開札）の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札公告３の（６）のとおり

方法については、別途通知する。

（３）入札（開札）における注意事項

入札条件を遵守すること。

１０　その他

（１）前金払の有無

入札公告４の（１）のとおり

（２）部分払の有無

入札公告４の（２）のとおり

（３）議会の議決の要否

入札公告４の（３）のとおり

（４）入札保証金

入札公告４の（４）のとおり

（５）契約保証金

入札公告４の（５）のとおり

（６）最低制限価格の設定

入札公告４の（６）のとおり

（７）契約書作成の要否

入札公告４の（７）のとおり

（８）入札の無効

入札公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札条件に記載する「入札の無効」に抵触する入札は無効とする。

（９）手続きにおける交渉の有無

無し